

大潟村地域おこし協力隊（民間雇用型）受入事業者募集要項

1. 目的と概要

大潟村では、地域活性化のため、都市圏等から地域おこしに意欲のある人材を誘致し、その定住を図るため、総務省が定める要綱に基づき、地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこしの取組みを実施しています。

この取組みをさらに効果的に進めるため、地域おこし協力隊を受け入れ、隊員と協働して地域協力活動を行う民間企業等（以下、受入事業者という。）を募集します。

2. 受入事業者の要件

地域おこし協力隊を受け入れすることができる事業者は、大潟村内に事業所等を有し、地域振興、地域活性化等に関する活動に前向きな法人又は団体で、次の要件をすべて満たしている事業者とします。

- (1) 関係法令の規定による営業又は業務停止の処分を現に受けている者でないこと
- (2) 村税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと
- (3) 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- (4) 代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集团的又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者でないこと

3. 地域おこし協力隊員の地域協力活動内容

村が選定した受入事業者は、隊員と雇用契約を締結し、隊員は村と連携して次に掲げるいずれかの活動を行うものとします。

- (1) 農業振興や農産物加工に関する活動
- (2) 移住定住の促進に関する活動
- (3) 観光振興や情報発信等による関係人口の増加に関する活動
- (4) その他地域の課題解決及び地域の活性化等、村長が必要と認める活動

4. 受入事業者の役割

受入事業者は次のことに対応していただきます。

- (1) 隊員の雇用に関すること
- (2) 隊員候補者の選定に関すること
- (3) 隊員の活動支援、管理、指導、実績のとりまとめに関すること
- (4) 隊員の地域への定着に関するサポート
- (5) 隊員の日常生活に関する助言や相談
- (6) その他隊員の円滑な地域協力活動のために必要な事項

5. 隊員の概要

- (1) 隊員は、村が公募したうえで採用し、大潟村地域おこし協力隊として委嘱します（村と雇用関係はありません）
- (2) 隊員は、受入事業者の職員として雇用関係を結んでいただきます。

- (3) 隊員の任期は委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。
- (4) 委嘱の日から 3 年を限度に任期を延長できるものとし、1 年ごとに村と受入事業者が協議のうえ決定します。

6. スケジュール

内容	時期
受入事業者募集	令和 7 年 10 月 27 日（月）～令和 7 年 11 月 21 日（金）
選考会	令和 7 年 11 月下旬
受入事業者の決定	令和 7 年 12 月上旬
隊員の募集	令和 7 年 12 月中旬～令和 8 年 2 月上旬
隊員の選考	募集開始以降随時実施します
受入事業者との契約	令和 8 年 3 月下旬
隊員の委嘱（雇用）	令和 8 年 4 月 1 日

7. 応募方法

次の書類を持参若しくは郵送にて令和 7 年 11 月 21 日までに提出してください。

- (1) 大潟村地域おこし協力隊（民間雇用型）受入申込書（様式第 1 号）
- (2) 宣誓書（様式第 2 号）
- (3) 大潟村地域おこし協力隊活用事業企画提案書（様式第 3 号）
- (4) 村税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他参考資料（任意、様式なし）

8. 選考方法

選考会において本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業内容、期待される効果などを総合的に評価して選定します。選定の結果は、決定後、速やかに応募者に対して通知します。

9. 提出先・問い合わせ先

住所：〒010-0494 南秋田郡大潟村中央 1 番地 1 大潟村総務企画課

電話番号：0185-45-2111

E-mail：g-kikaku@vill.ogata.akita.jp